

平成30年 第7回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成30年7月26日（木）14時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 本館3階 大会議室

3. 出席委員 9名

会 長	2番	縣 次 男
副 会 長	11番	大 塚 弘 士

委 員	1番	大 津 雄 司
	4番	坂 本 成 一
	5番	高 田 英
	6番	麻 生 俊之輔
	7番	二ノ宮 政 広
	9番	江 藤 国 子
	10番	小 野 恵美子

4. 欠席委員 8番 安 部 義 浩

5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ① 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③ 農地法第4条の規定による許可申請について
- ④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑤ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- ⑥ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、課長補佐 生野成美、主幹 長田瑞穂、専門員 後藤義一

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、10名中 9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より平成30年 第7回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。

次に、会議録署名人の1名を指名します。

本日の会議録署名委員は、議席番号 6番 麻生 俊之輔 委員さんをお願いしたいと思います。よろしく、お願いします。

次に、採決についてお諮りします。

これから、採決します日程第1から第5までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思います。ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。

農業委員会の会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますのでよろしくお願いします。

■日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約通知について」
(議案第1号 1件)

議 長

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条規定による合意解約通知について、議案朗読説明。

議 長

議案第1号につきましては、報告という事で皆さんに了承して頂きたいと思います。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第2～3号 2件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案2号及び3号については、農地法第3条2項の各号には該当しない為、許可要件を満たしていると考えます。

議 長

議案2号ですが、議席番号8番 安部義浩委員さんが欠席していますので、事務局より補足説明があればお願い致します。

事 務 局

議案2号について説明します。

農地交換によるものという事で、受人の方は3条申請は済んでいるという事です。渡人がまだ所有権移転が出来ていなかったという事で、今回申請されております。取得後は、野菜や果物を作っていきたいという事で問題はないと思います。

議 長

それでは、この議案2号について皆さんより質疑を受けたいと思います。
ご質問はないでしょうか。

(4番 坂本 成一委員より挙手有り)

4番 坂本 成一 委員

農地に木を植えるということであれば認められないのでは。野菜等は畑として認められだろうけれども

事 務 局

この場合は、カボスとかみかん等の果樹であれば農地として扱われますので問題ないです。

議 長

他に質問はないでしょうか。

(ありません。)

この2号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案3号ですが議席番号6番 麻生俊之輔委員さんよりお願いします。

6番 麻生 俊之輔 委員

議案番号3番の説明をしたいと思います。

渡人は高齢で現在、奥様と共に施設に入所しております。耕作が出来ないという事でございます。受人は公務員で、渡人と家が隣です。受人のお父様も地元の農業法人の役員をしておりまして、農地の管理をしております。審議をお願いします。

議 長

今、説明がありましたが、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

この3号の案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第4号 1件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議案4号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され問題はないと考えます。

農振は外れております。隣地同意は対象がありません。その他、始末書が添付されております。

議 長

議案第4号について、説明の方を議席番号10番 小野恵美子委員さんからお願いします。

10番 小野 恵美子 委員

説明致します。先週に申請人より電話があり、現地を確認しました。資料が2、3ページになります。始末書がついているように、現状は既に進入路となっています。木材などが通らないので道路にしたいという事で、舗装しておりました。始末書がついておりますが、農地法を知らずに進入路を作ってしまったという事で仕方ないと思っております。排水については、市道の側溝に水が流れるようになっておりましたので、別に問題はないと思います。

議 長

では、この議案4号について質問があればお願い致します。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

それでは、この案件 意見を付して進達致しますので許可相当と認める委員さんの挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案第5～7号 3件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議案5・7号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第3種農地と判断され、問題ないと考えます。

議案6号の農地区分は、市役所の周囲おおむね300メートル以内の区域に存在す農地であり、第3種農地と判断され、問題ないと考えます。

議長

それでは、議案第5号ですが議席番号5番 高田英委員さんお願いします。

5番 高田 英 委員

議案5号説明します。地図・字図は4ページからになります。

場所は、日野病院を下った所に井尾百貨店があるのですが、その間の細い道を入れて行った所です。譲渡人が70歳で、平成9年に相続して、もうこちらにいないので耕作放棄した状態でした。この度、売買がまとまりまして一般住宅という事で、現地に行ってまいりました。字図の5ページです。隣地に288-1田とありますが、この土地は、すでに昨年許可が出た所で、現在、家を建てている所です。ですから、現地に農地はございません。

排水につきましては、前の水路、道路の側溝みたいな形になっているのですが、そこに排水するという事で、確認しています。特に問題はないと思います。以上です。

議長

それでは、この議案5号について、皆さんより質問があればお願いします。

質問はないですか。

(ありません。)

この案件、意見を付して進達致しますので許可相当と思われる委員さんは挙手をお願いします。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案6号ですが議席番号7番 二ノ宮政広委員さんお願いします。

7番 二ノ宮 政広 委員

説明させていただきます。

渡人は農業を営んでいますが、後継者がいないという事であります。ほかにも農地が近隣にありますけど、他の農地については他に迷惑のかからない状況です。後継者もいないということですが、何とか農地としての利用をと考えていたのですが。今回、受人は大分市ほうで建設業を営んでいる法人ですが、代表者は由布市の方で、庄内を起点としながら湯布院・庄内・挾間で住宅の建築を行いたいということです。今回、市役所のすぐそばで、県道に隣接していますので、資材置場、駐車場として転用したい、ということで両方で合意しましたので申請をするとのことです。ご審議をお願いしたいと思います。

議長

それでは、議案6号について質問があればお願いします。

(5番 高田 英 委員より挙手有り)

5番 高田 英 委員

確認したいのですが、庄内を起点として、とのことですが、庄内に建築会社みたいなものが出来るとかあるんですか。

7番 二ノ宮 政広 委員

可能性はあります。大分市に会社がありますが、将来的には挾間・庄内・湯布院という事で事業展開をしたいという事でございます。

5番 高田 英 委員

庄内に会社があって、ここに資材置場を作ると思ったのですが、大分市の会社がここに作るというのはちょっと問題があるのでは。会社があると思ったのですが無いのですね。

事務局

会社は大分市にあります。大分市の分だけでは用地が狭いので、今後の事業展開を考えて、庄内町で広々とした資材置場が欲しいということが今回の転用理由でございます。

全国規模の会社のフランチャイズ店ということで、由布市のほうでも事業を拡大していくという計画です。倉庫2棟、足場置き場、砂利残土置き場、トラック等の駐車場ということでしっかりとした利用計画があります。

5番 高田 英 委員

格好をみるとこのまま宅地分譲したらちょうどいいのではという形ではあるのですが、1年後に宅地になっていたということにならないように。隣地同意はあるのですね。

7番 二ノ宮 政広 委員

あります。

議長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

この案件、許可相当と認める委員さんは挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして、議案7号ですが議席番号1番 大津雄二委員さんから説明をお願いします。

1番 大津 雄二 委員

説明します。資料は11ページからになります。

現状なんですけど、すでに倉庫があります。家庭菜園的に野菜等を栽培している農地です。始末書もあります。

受人ですがピアノ講師をしております。生徒の送迎に親御さんが利用するので、広めの駐車場が欲しいということで、若干広い面積となっています。奥には家が建てるのが難しいということで、家を前にもってきて、奥に駐車場を作る配置であります。ご審議、お願いします。

議長

それでは、この議案5号について、皆さんより質問があればお願いします。

質問はないでしょうか。

(ありません。)

この案件、許可相当と認める委員さんは挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

○日程 第5 「農用地利用集積計画の決定について (貸借権設定)」

(議案8～12号 5件)

議 長

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について (貸借権設定)、5件あります。
説明をお願いします。

事 務 局

日程 第5 農用地利用集積計画の決定について (貸借権設定)、議案朗読説明。

議 長

議案8号、9号について、事務局、補足説明があればお願いします。

この議案8号、9号の案件は、継続設定の案件です。一括してご質問があればお願い致します。

ご意見はありませんか。

(ありません。)

この案件、承認される委員の方の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案10号ですが新規の案件です。事務局より説明があればお願いします。

事 務 局

議案の内容どおりですので、特に説明はありません。

議 長

それでは、この10号案件について、質問があればお願い致します。

質問はありませんか。

(ありません。)

この10号の案件ですが、承認される委員の方の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案11号ですが、質問があればお願いします。

質問が無い様なので、この11号の案件、承認される委員の方の挙手を求めます。

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして、議案12号ですが質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

この12号の案件ですが、承認される委員の方の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

その他で、ご質問があればお願いします。

事務局

すみません。委員の皆様にご相談したいことがございます。1件非農地証明願が出されました。登記が宅地となっている分で現況地目が家を取り壊したあとの雑種地のような形になっております。課税は以前から農地課税をされていきました。個々の所有権移転をしたいということで、法務局の方に本人が行ったらしいのですが、その時に税務課からとった固定資産の評価証明を持って行ったそうです。法務局の方がそれを見て、現況農地となっているから農地課税されているので、農地ならば簡単に所有権移転をすることはできないよということで、本当に現況が農地でないのならば、農地ではないことの証明を農業委員会からもらって来るようにと言われたそうで、非農地証明を出すための手続きをしようとしているのですが、登記地目が宅地の分について非農地証明を出すのに、農業委員会に諮ったほうがいいのかということをおたずねしたいのと、普通であれば山林のような様相をしていないと非農地証明は出さないのですが、今回、現況は雑種地のような様相をしているので、そういった土地にも非農地証明を出していいのかという2点をおたずねしたいと思います。

5番 高田 英 委員

税務課のほうでなぜ農地になっているかを確認されたのでしょうか。

事務局長

私と田中推進委員と確認に行ったのですが、当初なぜ宅地なのに税務課が現況を農地としたかですが国土調査で30年前の時に昔、家が建っていたと思うんです。そのときに家を壊したような状態になっていたから畑にしたんです。そもそも地目は宅地です。家を崩して将来は農地にしようとしていたのかわかりませんが、今回名義変更するのに法務局から課税が農地になっている、おかしいのではないかとということで、(農地ならば名義変更はできないから)非農地証明をもらってくるようにと言われたそうです。税務課が見に行ったところ農地ではないのは確かということでならば非農地証明を、ということを経済局から言われたそうで、現状は砂利とか残っている状態なので農地とは認められないなということで非農地証明が出せないか、ということなんです。

5番 高田 英 委員

昔、農地で許可をもらって宅地になったのではないのですか。

事務局長

そもそもが宅地です。見に行ったら、昔、家が建っていて、家を崩したような状態になっていたからなぜ現状が畑になったのかわかりませんが、将来は農地にしようとしていたのかわかりませんが、現状が畑になっているならば名義変更ができないということで、畑ではないのなら非農地証明がほしいと言われたとのことなんです。

議長

昔は家を崩したら野菜を植えたりしていましたよね。

5番 高田 英 委員

登記上地目が農地のものと違って推進委員さんと農業委員会職員で現場を確認して、会長決済で出しているのではないですか？

事 務 局

それでは、会長決済で出させていただきたいと思います。ありがとうございました。

議 長

その他で、ご質問があればお願いします。


ないようですので、以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会議録署名

議

長

縣 次男 

委

員

麻生 俊太郎 